

【新旧対比表】 JCB会員規約（個人用）の主な改定箇所は以下の通りです。

現行	改定後
※赤字部分が改定または追加になった箇所です。	
第2条 カードの貸与およびカードの管理	第2条 カードの貸与およびカードの管理
<p>2. カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等（以下「カード情報」という。）が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。</p>	<p>2. <u>カードの表面</u>には会員氏名、会員番号<u>および</u>カードの有効期限等（以下「<u>会員番号等</u>」という。）が表示されています。また、<u>カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</u></p>
<p>3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>	<p>3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、<u>カードは、会員本人以外は使用できないものです。</u>会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>
第4条 カードの機能	第4条 カードの機能
<p>会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定める機能を利用することができます。また、カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。</p>	<p>1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定める機能を利用することができます。<u>（後、削除）</u></p>
	<p>2. <u>ショッピング利用は、会員が加盟店（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。</u></p>
	<p>3. <u>金融サービスは、会員がJCB所定のATM等を利用する方法等により、当社から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（第30条から第31条に定めるものをいう。以下同じ。）の3つのサービスからなります。</u></p>
第5条 付帯サービス等	第5条 付帯サービス等
<p>1. 会員は、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。</p>	<p>1. 会員は、<u>第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に</u>、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。</p>
	<p>3. <u>会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものと</u></p>

	<u>します。</u>
第7条 暗証番号	第7条 暗証番号
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。	<u>2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。</u> 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
第11条 取引時確認	第11条 取引時確認 <u>等</u>
犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当社所定の期間内に完了しない場合は、当社は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。	犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当社所定の期間内に完了しない場合、 <u>その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は</u> 、当社は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
第11条の2（反社会的勢力の排除）	第11条の2（反社会的勢力の排除）
1. 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。	1. <u>会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）</u> は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、 <u>テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）</u> 、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。
2. 当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。	2. 当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。 <u>また、当社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第38条第1項(6)および同条第2項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第39条第4項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。</u>
3. 前項、第38条第1項(7)および第39条第4項(6)(7)の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。	3. <u>前項</u> の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
	4. <u>第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。</u> <u>(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者</u> <u>(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者</u>

	<p><u>(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者</u></p> <p><u>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者</u></p> <p><u>(6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者</u></p>
第19条 利用可能枠	第19条 利用可能枠
7. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域（以下「特定国等」という。）において、カードの利用を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。	7. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域（以下「特定国等」という。）において、 <u>また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国 PEPs (外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。)</u> に対して、カードの利用を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合 <u>または外国 PEPs であると認める場合</u> 、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
1. 会員は JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の国内および国外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができますことがあります。	1. 会員は、JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の国内および国外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、 <u>本条第 2 項から第 5 項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。<u>会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</u></u>
	<u>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができますことがあります。</u>
2. 通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当社が特に認めた取引については、会員は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。	<u>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</u>
10. 貴金属、金券類（ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 20 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。	<u>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 20 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを<u>利用できない</u>場合があります。</u>

第23条 債権譲渡の承諾・立替払いの委託	第23条 <u>立替払いの委託</u>
1. 当社、JCB、JCB の提携会社または JCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。	<u>削除</u>
(1)加盟店から当社に対して債権譲渡すること。	<u>削除</u>
(2)加盟店から JCB に対して債権譲渡したうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。	<u>削除</u>
(3)加盟店から JCB の提携会社に対して債権譲渡したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。	<u>削除</u>
(4)加盟店から JCB の関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。	<u>削除</u>
2. 当社、JCB、JCB の提携会社または JCB の関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。	<u>1. 会員は、第 22 条第 1 項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u>
(1)当社が加盟店に対して立替払いすること。	(1)当社が加盟店に対して立替払いすること。
(2)JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。	(2)JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること。
(3)JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。	(3)JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
(4)JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。	(4)JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること。
3. 商品の所有権は、加盟店から当社に債権が譲渡されたとき、または当社が加盟店、JCB もしくは JCB の提携会社に対して立替払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。	<u>2. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。</u>
	<u>3. 第 1 項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB、JCB の提携会社または JCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u>
	<u>第 27 条の 2 ショッピングスキップ払い</u>
	<u>1. 本会員は、会員が第 24 条第 2 項 (2) の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の 7 ヶ月後の月までのうちから会員が指定した月 (以下「スキップ指定月」という。) の約定支払日に一括 (1 回) で支払うものとします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。</u>
	<u>(ショッピングスキップ払い手数料) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当社所定の手数料率 (月利) を乗じた金額</u>
	<u>2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約</u>

	<u>末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。</u>
第28条 見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等	第28条 見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等
会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。	会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。 <u>なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されます。</u>
第29条 支払停止の抗弁	第29条 <u>会員と加盟店との間の紛議等</u>
1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。	1. <u>当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。</u>
	2. <u>会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。</u>
2. 第1項にかかわらず、本会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。	3. <u>第2項にかかわらず、本会員は、<u>支払区分を</u>ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、<u>ショッピングスキップ払い</u>、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定<u>もしくは変更</u>して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。</u>
(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。	(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。
(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。	(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。	(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
第30条 キャッシング1回払い	第30条 キャッシング1回払い
	8. <u>キャッシング1回払いの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</u> <u>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。</u> <u>(2) カードの第三者による不正利用の可能性がある当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。</u>
第33条 約定支払日と口座振替	第33条 約定支払日と口座振替
	8. <u>本会員が本規約に基づきATMを利用する方法または当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当社による受領が 翌営業日となる場合があります。</u>
第38条 期限の利益の喪失	第38条 期限の利益の喪失
1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)	1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)

<p>においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。なお、(1)については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。</p>	<p>においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。なお、(1)については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。</p>
<p>(6)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p>	<p>(6)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき(第11条の2第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。)</p>
<p>(7)第39条第4項(1)、(2)、(3)、(4)、(6)または(7)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>	<p>(7)第39条第4項(1)、(2)または(4)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p>
<p>第39条 退会および会員資格の喪失等</p>	<p>第39条 退会および会員資格の喪失等</p>
<p>4. 会員(8)のときは、(8)に該当する会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>	<p>4. 会員(5)または(8)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>
<p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p>	<p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p>
<p>(2)会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。</p>	<p>(2)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。</p>
<p>(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。</p>	<p>(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。</p>
<p>(4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。</p>	<p>(4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。</p>
<p>(5)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p>	<p>(5)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</p>
<p>(6)会員が暴力団員等に該当することが判明したとき。</p>	<p>(6)会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。</p>
<p>(7)会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。</p>	<p>(7)会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。</p>
<p>(8)会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。</p>	<p>(8)会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。</p>
<p>第46条 会員規約およびその改定</p>	<p>第46条 会員規約およびその改定</p>
<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>